



令和元年9月5日

第3期中期目標期間における指定国立大学法人の追加指定について

第3期中期目標期間における指定国立大学法人の追加指定を行いましたので、お知らせします。

1. 指定国立大学法人制度の概要

我が国の大学における教育研究水準の向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣は、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとされています（別紙1）。指定国立大学法人に関しては、その研究成果を活用する事業者への出資等が認められています。

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求められ、社会や経済の発展に貢献する取組の具体的な成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待されます。

2. 審査等経過及び指定の状況

第3期中期目標期間の指定に関する公募は、平成28年11月30日から平成29年3月31日まで行い、7法人から申請がありました。

文部科学大臣は、外国人を含む外部有識者からなる委員会（「国立大学法人評価委員会 国立大学法人分科会指定国立大学法人部会」）の意見を聞いた上で、平成29年6月30日付けで、以下の3法人を指定国立大学法人として指定しました。

- ・ 国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学

また、以下の4法人については、将来の指定に向けた「指定候補」とし、指定国立大学法人部会での意見や指摘等を伝えた上で、それぞれの構想の更なる充実・高度化を図るように要請し、条件が整った場合に指定を行うこととしました。

- ・ 国立大学法人東京工業大学、国立大学法人一橋大学、
国立大学法人名古屋大学、国立大学法人大阪大学

指定候補のうち、以下の3法人から構想の充実・高度化に関する資料が提出され、指定国立大学法人部会の意見等を踏まえた構想の充実・高度化が図られていることを確認したことから、平成30年3月20日付け、10月23日付けで、指定国立大学法人として指定しました。

- ・ 国立大学法人東京工業大学、国立大学法人名古屋大学
- ・ 国立大学法人大阪大学

【これまでの経過】

平成28年11月30日	公募開始
平成29年3月31日	各法人からの申請〆切
5月29日～6月2日	指定国立大学法人部会による ヒアリング審査及び現地視察
6月23日	指定国立大学法人部会の審査を終了
6月30日	文部科学大臣による指定（3法人）、 指定候補（4法人）へ構想の充実・ 高度化の要請
平成30年3月20日	構想の充実・高度化を確認し、文部 科学大臣による指定（2法人）
10月23日	構想の充実・高度化を確認し、文部 科学大臣による指定（1法人）

3. 追加指定

指定候補のうち、国立大学法人一橋大学から構想の充実・高度化に関する資料が提出され、指定国立大学法人部会の意見等を踏まえた構想の充実・高度化が図られていることを確認したことから、令和元年9月5日付けで、指定国立大学法人として指定しました。

指定理由は以下のとおりです。

大学名	理由
一橋大学	<p>我が国の人文社会科学分野において教育研究の卓越性を誇る大学であり、自らの強みと弱みを的確に分析した上で、戦略的重点化領域（「経済学」、「経営学」、「会計学・ファイナンス」、「政治学・国際関係」）を設定し、新規教員を重点的に配置するなど、研究力強化のための具体的な戦略が策定されている。</p> <p>研究成果を社会に還元するための国内外への発信については、社会科学高等研究院における分野横断・社会課題別のプロジェク</p>

	<p>ト研究の活性化による研究成果の発信強化に取り組むこととしており、取組の進捗が期待される。</p> <p>人材育成・輩出の取組については、英語によるゼミナールを組み合わせる「デュアル・ゼミナール制度」の導入やMBAプログラムについて、ビジネス教育の国際的な認証であるAACSB取得によるグローバル基準に対応した教育を充実させるなどの取組の強化が見込まれる。</p> <p>財務基盤の強化について、明確な目標設定がなされている。国内外の同窓会を中心とした同窓生との連携強化や教育プログラムの充実による収入を含め、社会の支援を得られる仕組みの構築が期待される。</p> <p>構想の充実・高度化を図る上で、「ソーシャル・データサイエンス学部」を新設することとしており、人文社会科学と科学技術イノベーションの連携に向けた取組が見込まれる。</p>
--	--

※ 指定国立大学法人の構想内容（別紙2）の詳細については、国立大学法人一橋大学の担当までお問い合わせください。

<担当>

高等教育局国立大学法人支援課

国立大学戦略室長：浅原 寛子（内線 2046）

室長補佐：江戸 朋子（内線 2481）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-3805（直通）

<一橋大学担当>

総務部広報室

電話：042-580-8032

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抜粋）

（指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

一橋大学指定国立大学法人構想

日本の社会科学の改革を牽引する拠点形成 ーグローバル・ウェルフェアへの貢献を目指してー

- ▶ グローバル・ウェルフェアへの貢献
- ▶ QS世界大学ランキング
社会科学分野 10位以内 (20年後)
4小分類分野* 30位以内 (10年後)

【研究力強化】

- ▶ 国際水準の研究者を擁し、世界に伍する教育研究機関へ
- ▶ 社会課題解決のための分野横断的研究

【人材育成】

- ▶ 高度な学問研究に裏付けられた教育
- ▶ 社会課題の解決、グローバル・ウェルフェアに貢献する人材ーGlobal Captains of Industryーを育成

【社会連携】

- ▶ 社会課題の共有から協働する包括的な産学官連携体制
- ▶ 文理共創による研究・教育

【国際協働】

- ▶ 国際共同研究の活性化
- ▶ 国際協働によるグローバル教育プログラム

【財務基盤強化】

- ▶ 独自財源の確保による財務基盤の強化
- ▶ 大学経営の効率化・拡大再生産

【ガバナンス強化】

- ▶ 学長リーダーシップの強化
- ▶ 外部視点を取り入れた大学経営

研究力強化

- 戦略的重点化領域の選択と資源の集中
 - 戦略的重点化領域



- 社会科学高等研究院 (HIAS) を中核として、分野横断的な研究センターを新たに設置
 - グローバル・ガバナンス
 - 科学技術の社会実装
 - データ・デザイン
 - エビデンスに基づく政策立案 (EBPM)
- 国際水準の研究者集団の形成
 - 戦略的重点化領域に研究者を60人純増
- 英文業績数を増加 (年間300本以上)

社会連携

- 帝国データバンク、産総研等との連携協定による共同研究を推進
- 四大学連合等の連携により文理共創を推進
- 整備されたデータインフラの共同利用を促進
- クロス・アポイントメントにより実務家教員を充実

ガバナンス強化

- 戦略領域重点化コミッティーの設置
- 全学人事委員会の強化
- 大学経営人材育成プログラムを構築
- 社会科学の発展を考える円卓会議を開催
- 管理会計システムを開発・導入

人材育成

Global Captains of Industry の育成

- 学士課程
 - 英語による専門科目を200科目へ
 - デュアル・ゼミナール制を導入 (日・英)
 - 国際的アクティブ・ラーニングを導入
 - ソーシャル・データサイエンス学部を創設
- 博士課程
 - 国際共同研究、社会課題解決型研究を通して、OJTで研究者育成
- プロフェッショナル教育 (修士) ロースクール、ビジネススクール、国際・公共政策大学院を拡充 (博士) EBPM、技術経営人材プログラムを開講
- エグゼクティブ教育
 - シニア・エグゼクティブ・プログラム等を充実
 - 医療経済、M&A戦略、ホスピタリティ・マネジメントプログラムを開設
- 学内外の大学院生をRA/TA等として雇用

国際協働

- SIGMA (世界の社会科学系9大学の連合) による戦略的パートナーシップに基づく共同研究・教育プロジェクト、研究者交流の促進
- ダブル・ディグリー・プログラムを拡大
- 国際共同研究の活性化

財務基盤強化

- 授業料を改定 (学部・MBA)
- ビジネススクール学生定員を増加
- 授業料収入・外部収入を20億円増加
- アジア向け専任ファンドレイザーを配置、累計寄附金150億円へ

*小分類分野: 経済学、経営学、会計学・ファイナンス、政治学・国際関係学